

# 幌延町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

平成26～30年度

## ～申請の手引き～

幌延町では、地球温暖化防止策の一環として、町民の一般住宅への太陽光発電システム設置に対し、平成25年4月17日より補助制度を開始しましたが、国の補助制度が終了したため、平成26年度から交付要綱を改正します。

この補助金の交付を希望される方は、『幌延町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成26～30年度）』（以下、交付要綱）と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

### 【 申請先・お問い合わせ先 】

幌延町役場2階 産業振興課企画振興グループ

〒098-3207 幌延町宮園町1番地

TEL 01632-5-1113

告知端末機 5-8814

FAX 01632-5-2971

## 1. 補助の対象となる太陽光発電システム

この補助金の対象となる「太陽光発電システム(以下、発電システム)」は、住宅用の発電システムであり、最大出力が10kw未満で、システム価格が50万円/kw以下のものとします。

## 2. 補助の対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が、補助金の交付を受けることができます。  
ただし、【対象外】に該当する場合を除きます。

◆自ら居住している、又は居住しようとする町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む、以下同じ)に発電システムを設置する方。または町内で自ら居住するために新たに発電システムが設置された住宅を購入する方。

※交付要綱第9条の事業完了報告書提出時まで、町内に住所を有する予定の方で、その住宅に発電システムを設置する予定の方も含みます。

◆毎年度3月15日までに発電システムを設置し、『事業完了報告書(様式第8号)』を提出できる方。

◆補助金申請日時点において、申請者の世帯全員が市町村税を完納していること。

### 【対象外】

以下に当てはまる方は、補助対象になりませんのでご注意ください。

- \* 住宅を借りている方で、当該建物の所有者の承諾が得られない方
- \* 市町村税を滞納している人がいる世帯の方
- \* 以前に幌延町による発電システムへの補助制度の適用を受けた方
- \* 寮、下宿、アパート又は長屋などに居住している方

### 3. 補助の対象となる経費

発電システムの設置に係る経費のうち、以下のものが補助対象となります。

#### 《補助対象》

- (1)太陽電池モジュール (2)架台 (3)パワーコンディショナ(インバータ・保護装置) (4)その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計) (5)設置工事に関する費用(配線・配線器具の購入・電気工事・屋根の改修等を含む)

### 4. 補助金の額

補助金の金額は、発電システム1kWあたりの設置費用に、発電システムを構成する太陽電池の最大出力値を乗じて得た額の1/2とします。ただし、上限は4kWまでの額1,000,000円とします。

※太陽電池の最大出力値に、1kW未満の端数がある場合は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。

※補助金の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### <計算例1>

4.2kwの設備210万円で整備する場合

$$210 \text{ 万円} \div 4.2\text{kw} \times 4\text{kw}(\text{補助上限}) \times 1/2(\text{補助率}) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

補助金の額は1,000,000円

#### <計算例2>

9.515kwの設備を440万円で整備する場合

$$440 \text{ 万円} \div 9.51\text{kw}(\text{小数点以下第2位未満切捨て}) \\ \times 4\text{kw}(\text{補助上限}) \times 1/2(\text{補助率}) = 925,341 \text{ 円}$$

※1,000円未満の端数は切り捨てるため、

補助金の額は925,000円

### 5. 申請の期間

以下の期間において、補助金交付申請を受け付けいたします。

申請期間：毎年度4月1日～2月28日(期間内の平日)  
午前8時30分から午後5時15分まで

※交付申請の受付は先着順で行い、申請書類の持参日または到着日(郵送の場合)で予算の範囲を超えた時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

※郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法で町(産業振興課企画振興グループ)宛に提出してください。

## 6. 申請の方法

『幌延町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)』に必要事項を記入の上、以下の書類を添付して町(産業振興課企画振興グループ)に提出してください(1部)。

なお、申請時に必要書類が足りない等の不備がある場合、申請の受付は出来ませんのでご注意ください。また、申請は必ず工事着工前または引き渡し前に行ってください。設置工事の着手等は町からの補助金交付決定通知以降となります。(補助金をうけることができなくなりますのでご注意ください。)

### 《補助金交付申請書の添付書類》

- (1) 発電システム等(設置費用も含む。)の工事請負契約書の写し
- (2) 発電システム等の見積書の写し(工事請負契約金額の内訳がわかるもの)
- (3) 発電システムの仕様、規格等が判別できる書類(仕様書、カタログ等)
- (4) 発電システム設置前の現況カラー写真(建売住宅は除く)
- (5) 発電システムを設置する住宅の位置図
- (6) 申請者の世帯全員が市町村税を滞納していない証明書(※)  
※転入者のため幌延町で課税されていない場合に限りです。
- (7) 申請日時時点で町内に住民登録をしていない方は、事業完了報告書提出日までの間に住民登録することを誓約する書類
- (8) 住宅を借りている場合には建物所有者の承諾書と、当該所有者が建物を所有していることを証明する書類(登記簿謄本)。ただし、以下の場合は提出不要。
  - ① 夫婦共有名義の住宅の場合
  - ② 電気系統、電気契約が世帯ごとに完全に独立している二世帯住宅で、二世帯とも補助金申請をした場合。(一世帯のみの申請の場合は、承諾書が必要。)
- (9) 発電システム販売業者・行政書士等に申請手続き等を依頼する場合は委任状(写し)

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 7. 手続きの代行・代理

この補助金の各申請手続きは、発電システムの設置または発電システムが設置された住宅の販売を行う事業者等に手続きの代行を依頼することができます。

## 8. 交付の決定

申請書類を審査した結果、補助金を交付することが決定した場合には、『補助金交付決定通知書(様式第2号)』を送付いたします。

なお、審査の結果、申請内容が要件を満たしていない場合、または申請多数により補助金の予算を超えた場合には、不交付決定となります。

## 9. 申請内容の変更等

補助金の申請内容に変更のある場合や、発電システムの設置工事を中止する場合、あるいは補助金申請を取り止める場合は、以下の書類を提出してください。

◆申請内容の変更 ⇒ 事前に、『計画変更承認申請書(様式第4号)』

※補助金交付申請書に記載した発電システムの太陽電池の出力又は型式名を変更するとき

◆設置工事中の中止 ⇒ 早急に、『中止承認申請書(様式第6号)』

※発電システムの設置又は発電システムが設置された建売住宅の購入を中止するとき

◆補助申請の辞退 ⇒ 早急に、『申請取下書』

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 10. 事業完了報告書の提出

発電システム設置後、以下の添付書類を添えて、『事業完了報告書(様式第8号)』を提出してください(1部)。

なお、これらの書類の提出期限は毎年度3月15日までとなっております。

### 《事業完了報告書の添付書類》

- (1) 設置完了後の状態を示すカラー写真(太陽光パネル(設置した建物全体、モジュールの枚数が確認できるもの)、パワーコンディショナの設置状況、パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できるもの)
- (2) 補助金交付対象経費の内訳が明記された領収書(購入事業者発行の領収書に限る。)の写し
- (3) 電力受給契約確認書の写し

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

## 11. 補助金額の確定

事業完了報告書と添付書類を審査した後、『補助金交付額確定通知書(様式第9号)』により実際に支給できる補助金額を通知します。申請者は、その金額を『補助金交付請求書(様式第10号)』に記入し、町(産業振興課課企画振興グループ)に提出してください。

## 12. 補助金の支払

補助金交付請求書の内容を町で確認した後、申請者が指定した金融機関の口座(本人名義)に補助金を振込みます。

## 13. 発電実績の報告

補助金の交付を受けた方は、発電システムを設置した日の属する月の翌月から1年間、毎月の発生電力量、売電力量、買電力量などのデータを記録し、『稼働状況報告書(様式第13号)』により報告していただきます。

## 14. 発電システムの設置後

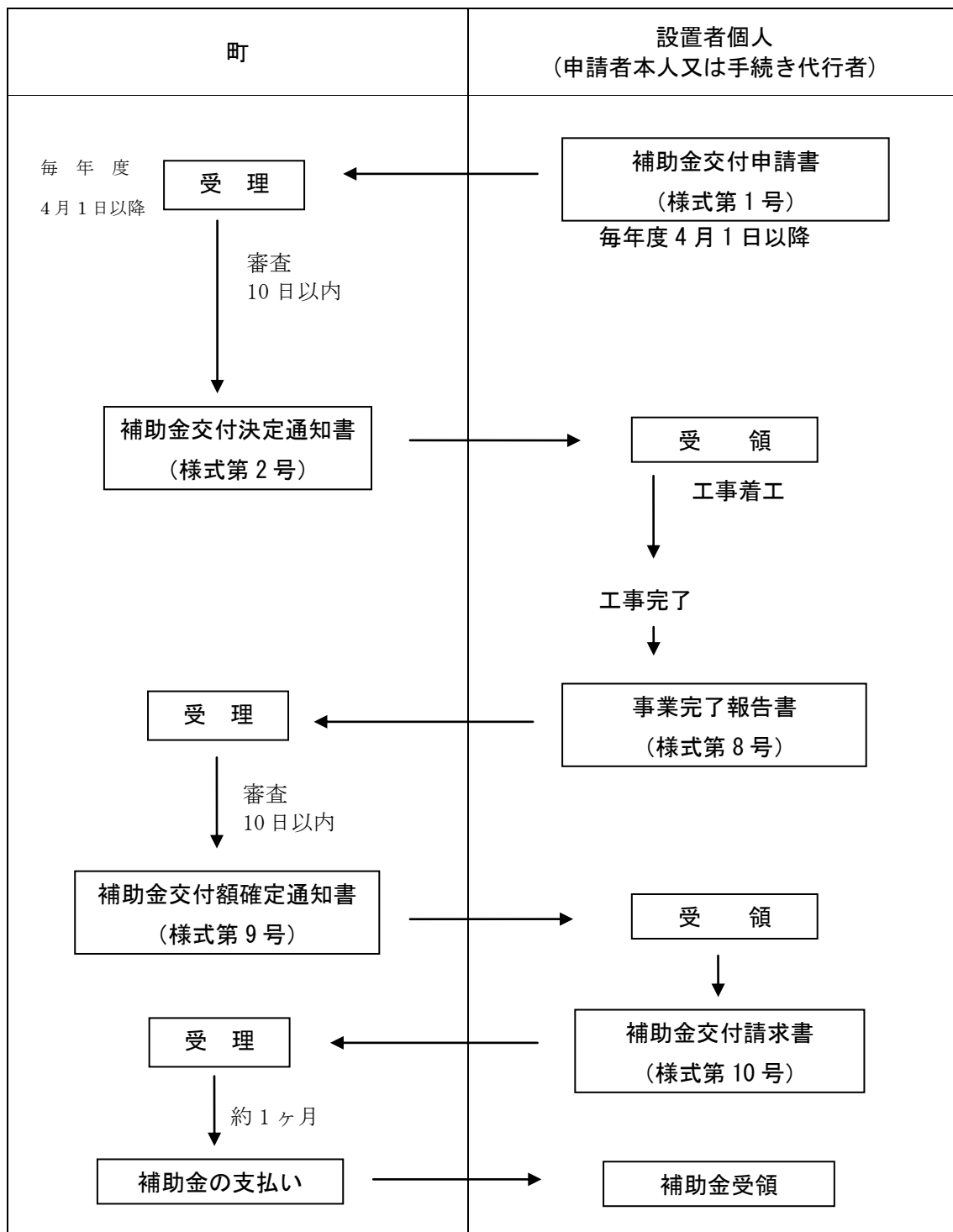
補助金の交付を受けて設置した発電システムは、法定耐用年数の期間、適切に使用・管理してください。やむを得ない理由で処分を行う場合には、以下の書類を提出してください。

◆ 発電システムの処分 ⇒ 早急に、『財産処分承認申請書(様式第11号)』を提出。

## 15. 申請書の入手方法

申請書は、役場産業振興課企画振興グループにて配布しています。  
また、町ホームページからもダウンロードできます。

## 補助金交付手続きの流れ



- 備考1. 補助金交付申請書、事業完了報告書、補助金交付請求書は町の産業振興課企画振興グループに持参又は郵送（簡易書留など配達記録が残る方法）により提出してください。
2. 計画が変更又は中止になった場合は、速やかに計画変更承認申請書（様式第4号）又は中止承認申請書（様式第6号）を提出してください。